

the Heartful OAG

元気な企業をつくる

Vol. 10
2006.2月号

移転価格税制を理解し、
課税リスクのないグローバルな
企業活動を

萩谷 忠 国際税務部 移転価格担当 税理士

確定申告に備えて

林 由美 資産税部 税理士

確定申告時の医療費控除の
ポイント

中根 積 法人税部 マネージャー 税理士

決算公告を推進し、
公正な経済社会の実現に
寄与します

NPO法人 決算公告推進協議会 事務局長 伊花聰明

日本プロ野球選手会会長・宮本慎也選手に聞く

リーダーシップ論(上)

プロ野球界のリーダーとして



the Heartful OAG Vol. 10

CONTENTS

02

太田孝昭が語る春夏秋冬

03

移転価格税制を理解し、 課税リスクのないグローバルな 企業活動を

萩谷 忠 国際税務部 移転価格担当 税理士

04

確定申告に備えて

林 由美 資産税部 税理士

05

確定申告時の医療費控除の ポイント

中根 穎 法人税部 マネージャー 税理士

06

決算公告を推進し、 公正な経済社会の実現に 寄与します

NPO法人 決算公告推進協議会 事務局長
伊花聰明

07

日本プロ野球選手会会長・宮本慎也選手に聞く
リーダーシップ論(上)

プロ野球界のリーダーとして



太田孝昭
(太田アカウンティンググループ代表)

太田孝昭が語る春夏秋冬 会議の活性化は企業を強くします!

大企業では今、「会議をなくそう」ということが、大きなテーマとなっています。時間と参加人数、人件費を掛け合わせた会議コストが高く、生産性が低いと考えられているからです。

しかし、問題は会議そのものにあるのではなく、会議の仕方にあるのです。多くの人をそろえ、時間をかけて開催した会議の結果が、会社を運営する上でほとんど生かされていないケースは意外なほど多いものです。会社(特に中小企業)において、会議は大切です。実際に「会議は多いほどいい」として、会議をきっかけに経営を立て直し、さらに成長を続けている企業もあります。

そもそも、会議は何のために行うのでしょうか。根本に戻って考えてみましょう。
①社内外の課題を解決する、②社員が情報を共有化する、③企業戦略を具体化する、
④目標を社員で共有する、⑤役割分担を明確にする、など、会社の総力を結集するために行うものです。会議を活性化させ、活用すれば、必ず企業を強くすることができます。

では、会議を意義あるものにするためには、何をすればいいのでしょうか。まずは、会議の目的を明確にすることです。そして、目的を達成するために必要な出

席者は誰か、人数は何人かを見定め、責任者を明確にして必ず結論を出すことです。また、議題は事前に周知して、会議では出席者がすぐに意見を言えるよう、準備をしておくこと。そして、1つの議題は30分以内で議論するなど、時間を定めることが重要です。

会議の進め方は、それぞれの企業の個性によって異なり、回を重ねて身に付けていくしかありません。ところが、中小企業の中には会議をしたことがないという会社も少なくなく、いきなり会議を活性化させるのは難しいものです。さまざまな工夫をしながら、その企業にとってよりよい方法を見つけることが、一番の近道でしょう。

例えば、会議が長時間に及ぶのを防ぐために立って会議をしている企業があります。始業時間前の早朝会議、昼食を取りながらのパワーランチなど、いろいろな方法を試してみるべきです。

社員が意見を言い慣れていなかったり、これまで会議を重視していなかった企業では、会議を活性化させるまでには時間がかかります。しかし、それを一步一步克服し、壁を乗り越えたときに、「皆で成長していこう」という気持ちや、ネットワークが芽生えてくるはずです。

移転価格税制を理解し、課税リスクのないグローバルな企業活動を

萩谷 忠 国際税務部 移転価格担当 税理士



グローバルな企業活動が当たり前となっている現在、国際間取引の70%以上が移転価格税制の対象となるグループ内取引だといわれています。一方で、多くの企業では移転価格課税に対する備えができていません。

移転価格税制とは、法人が海外に所在する特殊関係のある企業（国外関連者）との間で取引した価格が、第三者間の取引価格（独立企業間価格）に比べて、高過ぎたり安過ぎたりした結果、日本の所得が減少する場合に、独立企業間価格で取引したものとして、法人の所得金額を計算し、課税するというものです。

課税当局は移転価格調査件数を年々増加させており、調査対象とする国外関連者の所在国も、欧米中心からアジアや中南米へと拡大しています。また、対象取引も棚卸取引から無形資産等取引（特許等の使用料や役務提供など）に広がっています。

国税局の移転価格担当者数も増加しており、特に昨年は前年度より20余名増えた約110名となりました。国税局の中で、人数が増えている数少ない部署の一つなのです。

移転価格調査の特徴は、何といっても更正所得金額が最低でも数億円という巨

額になるケースが非常に多いことです。新聞報道等でもご存知のとおり、大企業の中には、数百億円の課税処分を受けたところもあります。

また、国税当局の調査に対応するために、法人が税理士等に支払う報酬が高額になることも特徴です。その上、移転価格専門の税理士の多くは、主として米国の税制に適合した手法で独立企業間価格を算定しようとするため、日本の税制に適合しない結果となった場合に、日本の国税当局との間で議論すら成立しないという事態も生じています。この事態が、調査期間が2～3年と長期にわたってしまう一つの原因となり、企業はその間、膨大な資料作成や説明義務を負い、国税当局も不毛な議論に付き合わされています。突き詰めれば、高額な報酬を長期間手にできた「米国の税制に立脚した意見を述べる税理士」のみがハッピーだったということになります。

私ごとになりますが、国税局勤務28年間の後半約10年は、超大規模法人の調査を行う調査部の特別国税調査官グループなどで移転価格調査を担当しました。昨年7月に当事務所に入り、税理士となつた

のは、納税者の膨大な負担を何とかしたい、日本の税制に適合した手法で移転価格調査がスムーズに行われるよう、納税者をサポートしたい、という思いからです。

税理士として、多くの企業とお付き合いをさせていただく中で感じているのは、移転価格という言葉はそれなりにポピュラーになったものの、経営者の間ではまだまだ関心が薄いということです。経理担当者が危機感を感じていても、トップの共感を得られないといった話も聞きます。

私なりの印象ですが、これまでに移転価格税制による課税処分を受けた企業は、不正を行うつもりは毛頭なかったにもかかわらず、移転価格に対する知識が不足していたために、高額の追徴を受けたところがほとんどだと思います。移転価格課税の問題は、その課税を巡って国際競争に発展するなど国家レベルの問題になることもあります。

これからは税務上のコンプライアンスがますます大切になります。私たちは企業によるコンプライアンスの充実・確立に必要なサポートの提供を通じ、予期せぬ課税を避けるための「備え」を提案していきたいと考えています。



確定申告に備えて

林由美 資産税部 税理士

今年も確定申告の時期がやってきました。初めに昨年の税制からの変更点をお話ししましょう。1番目は老年者控除の廃止です。満65歳以上で合計所得金額が1千万円以下である人には50万円の所得控除がありました。しかし、平成17年の所得からはなくなりました。第2に、青色申告の特別控除が55万円から65万円に引き上げられています。これは正規の帳簿の作成が前提です。一方、簡易な簿記による45万円の青色申告特別控除は平成16年をもって廃止されました。3番目は消費税の改正です。今まで課税売上高3千万円が消費税納税のボーダーラインでしたが、1千万円に引き下げられた結果、平成15年の課税売上高が1千万円を超える事業者は、平成17年分から消費税を納めなければなりません。

また、公的年金の控除額が引き下げられたほか、国民年金保険料の社会保険料控除を行う場合には保険料の支払証明書類を確定申告書に添付することが義務付けられました（給与所得の源泉徴収票に記載されている保険料については、支払証明書類を添付する必要はありません）。年末に話題になった定率減税の縮小・廃止は、平成18年に縮小、平成19年に廃止ですので、平成17年は無関係です。

次に、確定申告をする上で知っておいた方が良い点をいくつかお話しします。まず、不動産の賃貸収入がある方は、建物本体と電気設備や給排水設備といった

建物付属設備を区分して減価償却する方が、早期に費用化できます。これは建物本体より建物付属設備の方が、耐用年数が短く、減価償却が早く終わるためです。また、現在、建物に対する減価償却の方法は定額法しか認められていませんが、建物付属設備には定率法が認められていますので、同様に早く費用化できます（ただし、税務署に届け出が必要です）。

減価償却以外の費用でも、例えば、子供が同居している父から土地を借りてアパートを建てた場合には、土地の固定資産税、都市計画税を父が負担しているケースがよくあります。この場合、子供の不動産所得を計算する上でこれらの税金は経費に計上できます。忘れてしまいがちですが、固定資産税等もかなりな額になるはずです。この例で、子供が父と同居していない場合は、父の支払った固定資産税等は経費になりません。なお、建物を借りた場合の固定資産税や減価償却費についても考え方は同様です。

次は株式を売却したケースです。上場株式を売却して多額の損失を出した場合、株式の譲渡損失は不動産所得や他の所得から差し引くことはできません。そうすると申告する意味がないと考えがちですが、上場株式を証券市場で売却して発生した譲渡損失は、翌年以降3年間繰り越され、上場株式の譲渡利益から差し引くことができます（親族間、知人間等での相対取引は対象になりません）。なお、この特



例の適用を受けるためには、損失が生じた年の確定申告書に「上場株式等の譲渡損失に係る計算明細書」（税務署で入手できます）を添付し、その後の年分において連続して確定申告書を提出する必要があります。

昨年、上場株式を譲渡して譲渡損失が生じている方は確定申告をしておけば、今年、上場株式を譲渡して利益が生じても損益通算することが可能になります。また、上場株式の売却損（益）は、非上場株式の売却益（損）との通算も可能です。

詳しくは、弊事務所の担当者までお問い合わせください。

社員紹介



藤田俊貴
法人税部

おもしろい関西人を目指します

昨年5月に大阪から転勤してきた、初めての東京暮らしです。関西人は出身地の話をしなくとも関西出身だとばれてしまう場合が多く、私も例外ではないようです。気になるのは、「関西の人=おもしろい」と期待されていることですね。私は、つっこみ担当なので期待されても辛いんですよ。



石鍋智子
経営管理部
マネージャー

全社的な人材パワーアップが目標です

人事・採用や給与制度の企画運営を担当しています。社内向けにはスタッフが長く働きやすい環境作りに努めています。お客様のご要望にお応えするために人材の層を厚くして、全社的なパワーアップを図りたいですね。独立心の高いスタッフが企業の中にいてもモチベーションを維持できるためには何が必要なのかを、常に考えています。

確定申告時の医療費控除のポイント

中根 穂 法人税部 マネージャー 税理士

確定申告の時期が近づくと、思い浮かべることの一つに医療費控除があるのではないかでしょうか。この制度の趣旨は、多額の医療費を支出した場合に、税金を支払うことが困難となるよう税負担を軽くすることなのですが、利用にあたっては、税制上一定のルールが決められています。今回は、〔1〕医療費の集計、〔2〕対象者の範囲、〔3〕医療費から差し引く金額、の3点に分けて整理しておきたいと思います。

〔1〕医療費の集計

医療費控除の対象となる医療費は、『治療または療養に必要』な支出であることが前提条件です。従って、例えば次のような支出は対象となりません。

- ① 健康維持を目的としたマッサージ代・はり代、美容目的の歯列矯正費用
- ② 医師・看護師等に対する謝礼金
- ③ 医師の指示に基づかない日常生活に使用する眼鏡・車いす等の購入代金
- ④ 入院中のテレビの賃借料や寝巻き等のクリーニング代
- ⑤ 健康診断料、文書料 等

また、対象となる医療費は、その年中に支払われたものだけですので、集計の際には領収書等の日付に注意をする必要があります。年を越して前年分の医療費の支払いをした場合には、前年分の医療費であっても対象なりません。

通院にかかる交通費にも注意が必要です。領収書等の日付から交通経路を特定して金額を集計しておきましょう。この場合、自家用車を使用した場合の高速代、ガソリン代、駐車料は対象とはなりません。

〔2〕対象者の範囲

支出の目的となった対象者は、本人及び本人と『生計を一にする親族』に限られます。これは、扶養親族に該当するか否か、あるいは同居しているか否かは問わず、例えば別居の状態であっても仕送り等によって生活を営んでいるような場合には、『生計を一にする親族』となります。また、一年を通して生計を一している必要もなく、医療費を支出した（または、支出すべき事由のあった）時点で生計を一にしていれば対象となります。

〔3〕医療費から差し引く金額

医療費控除の対象となる医療費は、実際に負担した金額であるため、高額療養費の請求に基づいて支給された給付金、保険会社から支払いを受けた保険金、出産育児一時金等は、支払った医療費から差し引くこととなっています。これらの給付金等で確定申告期限までに具体的な額が確定していない場合には、給付金等の見積額を控除した金額で申告します。

確定申告は、多くの手間と労力が伴います。今から余裕をもって準備をされることをお勧めします。不明な点がございましたら、弊事務所担当者までお問い合わせください。



付加価値を感じていただけるサービスを!

大企業には専門ごとにコンサルタントがいらっしゃいますが、中小企業では難しく、税理士が専門外のご相談を受けることもあります。OAGグループでは、担当税理士の後ろに専門性の豊かなスタッフや提携先がありますので、いろいろなご相談に対応できます。それを生かして付加価値の高いサービスを提供しております。

清水かおり
マネジメント・ソリューション部 マネージャー
税理士



佐藤伸輔
法人税部
税理士

税金への関心を持ちましょう!

所得税の確定申告の時期になりました。ぜひこの機会に一年の頑張った成果を見つめ返してみて下さい。所得が増えた、減ったの結果だけでなく、内容に关心を持つことで、もうスタートしている今年に向けて所得が増えるヒントがいっぱい発見できると思います。意外と面白くてはまっちゃうかもしれませんよ(笑)

決算公告を推進し、公正な経済社会の実現に寄与します

NPO法人 決算公告推進協議会 事務局長 伊花聰明

決算公告は商法に定められた株式会社の義務であり、公告方法も定款に必ず規定しなければなりません。ところが、日本に120万社ある株式会社のうち、ほとんどが決算公告をしていないのが現状です。

また、決算広告をしないことには罰則規定もあって、100万円以下の過料と決まっています。私たちが行ったアンケートでは、公告義務を知っている企業は6割に留まり、罰則規定についてはほとんどの企業が知りませんでした。

日本では不思議なことに、法律に罰則があつても適用されないことがあります。実際、決算公告違反で摘発を受けたという話は、聞いたことがありません。

しかし法律がある以上、公告を怠るのは違法であり、ある日突然、当局から取り締まりを受ける可能性もあります。会計をお手伝いする私たちは、現状を見過ごすことで、お客様の将来に不安の種を残してはならないと考えました。

そこで、経営者の方々に決算公告義務(コンプライアンス)違反を避けるように、積極的にアドバイスしていくことを決意しました。商法の立法目的は、「取引の

安全と保護」にあります。その中で決算公告の役割は、利害関係者に対する説明責任(アカウンタビリティ)を果たすものと言えます。この使命を実現するために、私たちは「決算公告推進協議会」の立ち上げに参画しました。

決算公告を実行するには、まず経営者の意識改革が必要です。会計は、納税のための準備だけでなく、世界共通の経営管理手段です。また、会計を利害関係者に公開する「透明会計」により、経営課題の明確化や問題の早期解決が可能になります。さらに、透明会計が取引先や銀行などからの信頼獲得につながり、企業や経営者のイメージアップに直結するなど、メリットは非常にたくさんあります。

5月から施行される新会社法では、法令違反に対するチェックが厳しくなり、厳格な法の遵守が問われます。それは、決算公告をしていない企業に対するデメリットが増えることも意味します。

決算の公開は、企業の社会的責任を構成する重要な要素です。利益が出ていれば、公開の結果、信用を得て、企業はより大きく成長します。成長の果実は、トータ



ルコストの引き下げなどを通じて、消費者によりよいサービスとして還元していくべきなのです。仮に現在の財務が悪くとも、協力者の出現や社員の奮起につながります。

ただ、やみくもに公開すればいいというものではありません。開示に至るまでには、社内の意識統一や情報の収集・管理など、やるべきことはたくさんあります。まだ決算を開示した経験のない企業にとっては、強力なアドバイザーが必要です。私たち決算公告推進協議会は、全国の会計事務所とネットワークを組み、きめ細やかな助言をさせていただきます。4月には「決算公告推進協議会全国大会」を開催致しますので、ぜひご参加ください。

社員紹介



伊禮菜美子
法人税部

先輩に支えられ、 充実した仕事生活です

入社3年目。まだまだ修行中ですが、経験豊富な先輩がたくさんいらっしゃるので、勉強になります。お客様によりよいサービスやアイデアを提供するためには、本当に幅広い知識とスキルが必要だと日々痛感しています。学ぶことは多くハードな時期もありますが、仕事によって人とのつながりを深めていくようになりたいと思います。



桑戸真央
資産税部

お客様と担当者の「潤滑油」として

私はデスクワークが中心ですので、お客様と直接お会いする機会は少ないのですが、その分、顔の見えない電話の大切さを痛感しています。電話を通じて私のことを覚えていただき、信頼いただいている様子が分かると、とても嬉しいです。私の役割はお客様と税理士の「潤滑油」。自分に合っている仕事なので、充実しています。



今枝きよみ
法人税部

法人税部では 「ニューフェース」です

1月に株式会社経理秘書から法人税部に異動になりました。経理秘書では2年間、お客様のさまざまなご要望にお応えする中で、とても貴重な経験を積むことができました。こうした経験を法人税部で積極的に活用しながら、早く仕事を覚えて、お客様のお役に立ちたいと思います。よろしくお願ひいたします。



笛木由美子
法人税部

ハードな日々がひと段落したら…!

会計事務所にとって、最も忙しい時期に突入です。体調を崩さないように気を付つつ、仕事に励んでいます。ひと段落したら友人と温泉旅行に行く計画をしていて、予約は私の役割。しかし、行き先は友人の希望なのでどんな所かはいまだに詳しく分かりません。でも、雪を眺めながらお風呂に入れるらしいので今から楽しみです。

日本プロ野球選手会会長・宮本慎也選手に聞くリーダーシップ論(上)

プロ野球界のリーダーとして

東京ヤクルトの宮本慎也選手といえば、2004年アテネオリンピック日本代表チームのキャプテンとしても有名です。沈着冷静な中にも熱いキャプテンシーを秘め、3月に開催されるワールド・ベースボール・クラシックの代表メンバーにも選ばれました。各界から評価の高い宮本選手に、今回から2回にわたり、お話を伺います。



○転機となったアテネオリンピック

私が野球を始めたのは、小学3年生の時。それ以来、プロの選手となった現在まで、ずっと野球だけをしてきました。そんな私に大きな転機が訪れたのは、2003年のことです。

アテネオリンピック日本代表チームの長嶋茂雄監督から、キャプテンの指名を受けたのです。メンバーの中では私が最年長でしたし、周囲の尊も聞いていましたので、驚きや戸惑いはありませんでしたが、大きなプレッシャーを感じました。

野球は、力のある選手を集めれば勝てるわけではありませんし、どんなに強いチームでも、すべての試合に勝てるわけではありません。実力もプライドもある選手を集め、「強い個人の集団」ではなく、「強いチームの一員」として、一丸となるためにはどうしたらいいのか。それが大きな課題でした。

○ミーティングがチームを強固にした

当初、代表チームには「勝って当然」という空気がありました。そんな状況の中で行われたのが、壮行試合です。事前の予想に反して負けてしまったのですが、逆にチームにとってはいい薬になりました。空気が一変したのです。

それまで、チームの楽勝モードに危機感を感じていた私は、どこかの機会を見つけて、ミーティングをしなければなら

ないと考えていました。その機会が、負けたことによって巡ってきたのです。「普通の試合なら、負けても内容が良ければお客様は納得してくれる。しかし、これから戦う試合は、負けた瞬間にすべてが終わる。極端な話、どんなにみっともない内容でも、勝たなければならない。それが使命だ」概略、こんな話をしました。

私自身、練習や態度で自分の思いを示してきたつもりでしたが、話し合うことの大切さに気付き、食事の際など、機会を見つけては積極的にコミュニケーションを図るようにしました。後日、いろいろな方から「あのミーティングが大きな転機になった」と言われ、自分のやり方は間違っていたと感じています。

○選手会会長として新たな一步を

昨年12月、労組・日本プロ野球選手会会長を拝命しました。古田前会長は洞察力や行動力、困難に立ち向かう強さも持っていて、野球界だけでは収まりきれない人です。その後継を頼まれた時には躊躇しましたが、「自分のやり方でやればいい」と、決意しました。

就任が決まってからは球界全体のことを考える意識が高くなり、日常生活でも個人の損得勘定で動かないことや、言うべきことは言うという姿勢を心掛けています。また、昨今の買収問題などから株の本も読むようになりました。もちろん、

労働関連法規やメジャーリーグのストなどに関する書籍も読みました。内容によっては難しいものもありますが、野球に少なからず関連することはコツコツ学んでいきたいと思います。

選手会会長を務めるのは、私にとって容易なことではないでしょう。けれども、アテネで学んだ、人とのコミュニケーションを大切にしながら、この任にあたりたいと思います。

<プロフィール>

宮本慎也(みやもと・しんや)

1970年11月5日生まれ、大阪府出身。PL学園高校一同大一プリンスホテルを経て、1994年にドラフト2位でヤクルト入団。アテネオリンピック日本代表チームキャプテン。プロ生活11年でゴールデングラブ賞6回という日本最高の名ショート。2006年労組・日本プロ野球選手会会長に就任し、球界改革の先頭に立つ。

●読者プレゼント

宮本選手のサイネ色紙を抽選で5名様にプレゼント致します。ご希望の方は、同封の応募用紙に必要事項をご記入いただき、Fax(03-3356-1180)でお送りください。締め切りは2月20日(月)必着です。当選発表は、発送をもって代えさせていただきます。



※ご応募にかかる個人情報は賞品発送のみに使用し、厳重管理の上、当選発表後にすべて消去処分致します。

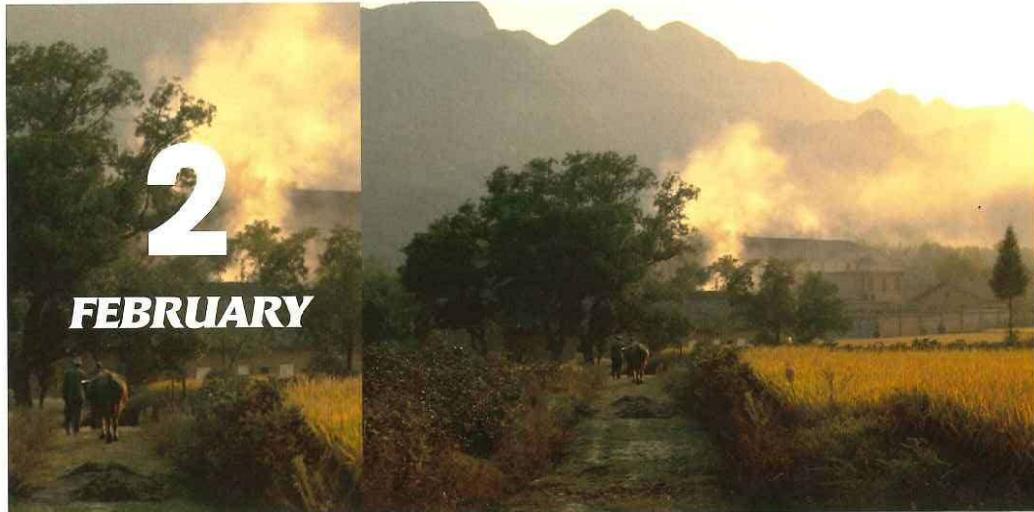
<編集後記>

平成18年が明け、はや立春も(球春も)間近です。コラムは今回と次号の2回連載で東京ヤクルツフローズの宮本慎也選手にお願いしました。依頼後に、3月に開催される国別対抗戦「ワールド・ベースボール・クラシック(WBC)」の日本代表メンバーに選ばれ、活躍が期待されています。2004年のアテネオリンピックでは日本代表の主将を務め、昨年末には選手会の会長に選出されるなど、氏のリーダーシップには周囲から多くの期待がかけられているようです。宮本選手には、この誌面のためだけに時間を取っていただき、リーダーシップ論について熱く語っていただきました。その熱気が読者の皆様に伝われば幸いです。宮本選手には誌面を借りて御礼申し上げます。ありがとうございました。(ま)

発行 太田・細川会計事務所 / (株)シーケースシステム研究所
(株)CFO / (株)経理秘書 / (株)ビジコム / (株)福祉総研
東京都新宿区左門町3番地 左門イレブンビル5階
tel.03-3352-7500 / fax.03-3356-1180

発行人 太田 孝昭
編集人 松本 真一

2006 Calendar



SUN	MON	TUE	WED	THU	FRI	SAT
29	30	31	1	2 大安	3 節分 札幌オリンピック 開幕(1972年)	4 立春
5 友引 プロ野球の日	6 さっぽろ雪まつり (12日まで) 海苔の日	7 長野オリンピック 開幕(1998年) 北方領土の日	8 大安 御事始め	9 服の日	10 初午 源泉所得税・住民税の特別徴収 税額の納付	11 友引 建国記念の日
12 ブラジャーの日	13	14 大安 聖バレンタインデー	15	16 所得税確定申告 開始	17 友引 雪の特異日	18 スペースシャトル初 飛行(1977年)
19 雨水 プロレスの日	20 大安 アレルギーの日	21 世界友情の日 猫の日 食器洗い乾燥機 の日	22	23 友引 税理士記念日	24 富士山の日	25
26 大安 2.26事件(1936年)	27	28 友引 ビスケットの日 あさま山荘事件終 結(1972年)	12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告 3月、6月、9月、12月決算法人の3ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告 法人の1ヶ月ごとの期間短縮に係る確定申告 6月決算法人の中間申告 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告 消費税の年税額が4,800万円超の12月決算法人を除く法人の1ヶ月ごとの中間申告			

固定資産税(都市計画税)の納付(第4期分)…2月中において市町村の条例で定める日